

令和8年度（令和7年分）給与支払報告書の提出について

事業者の皆様へ

日頃から、本町の税務行政について御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、地方税法の規定により、1月1日現在において所得税の源泉徴収義務のある事業者（給与支払者）は、前年中に給与の支払いをしたすべての者（給与所得者）について給与支払報告書を作成し、給与所得者の1月1日現在における住所地の市町村町に、1月31日までに提出しなければならないとされています。

給与支払報告書の作成、提出及び特別徴収の徹底に御協力くださいますよう、お願い申し上げます。

なお、給与支払報告書の提出の際は、ぜひe-LTAXを御利用ください。

提出期限は、令和8年2月2日（月）です

※提出期限を過ぎると、令和8年6月からの特別徴収に間に合わない場合があります

1 特別徴収の徹底について

宮崎県と県内市町村では、所得税の源泉徴収義務があるすべての事業者について特別徴収義務者として指定し、給与所得者の個人住民税を特別徴収（給与天引き）により納めていただくことを徹底しています。

宮崎県・市町村の認める普通徴収切替理由書に該当し、特別徴収ができない方については、給与支払報告書（個人別明細書）摘要欄に普通徴収切替理由が明示されている場合に限り普通徴収として取り扱います。

個人別明細書に普通徴収切替理由の記載がない場合や、記載があっても普通徴収切替理由に該当しないと判断した場合は、普通徴収を希望されていても特別徴収となる場合がありますので、御了承ください。

2 提出先市町村

給与支払報告書は、給与所得者（従業員等）令和8年1月1日現在における住所地の各市町村に提出してください。中途退職者につきましては、退職時における住所地の各市町村へ提出してください。

※実際に居住している住所と、住民票の住所が異なる方がいる場合は、確認させていただく場合があります。

3 提出対象者

令和7年中に給与の支払いをしたすべての者（給与所得者）が対象です。

給与の支払額の多少に関わらず、提出してください。（アルバイト、パート、乙欄、退職者を含みます。）

なお、廃業や解散された場合でも、令和7年中に給与の支払があれば提出が必要です。

4 提出期限

給与支払報告書の提出期限は、令和8年2月2日（月）です。

1月下旬以降は提出や問合せが集中しますので、早期提出に御協力お願いします。

5 提出書類

- 納付書類（総括表）
- 納付書類（個別明細書）
- 普通徴収切替理由書

高原町へ eLTAX 利用届をご提出いただいている事業所及び令和 7 年度（令和 6 年分）以前の納付書類を eLTAX でご提出していた場合、紙の総括表、普通徴収切替理由書は発送していません。必要な場合は高原町ホームページよりダウンロードし、ご使用ください。

※ eLTAX で提出する場合は、用紙による提出の必要はありません。

6 注意事項

- 納付書類（個人別明細書）は、1人につき1枚提出してください。
- 個人別明細書に記載の際、前職分の支払金額も含んでいる場合は、必ず摘要欄に前職分支払金額、会社名等の必須事項（複数ある場合は、内訳も必要）を明記してください。前職分支払金額の記載のない納付書類は、前職分を含んでいないものとして処理します。個人別明細書の記載方法の詳細は国税庁ホームページの「令和 7 分給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」を御覧ください。
<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/hotei/tebiki2025/index.htm>
- 提出後に納付書類の内容に追加・訂正が生じた場合は、総括表の「追加」・「訂正」欄を○で囲み、個人別明細書の摘要欄に「訂正分」と記載し訂正が生じた方のみ提出してください。
- 退職等により「給与所得者異動届出書」を既に提出されていても、納付書類の退職年月日の記載がもれていますと、令和 8 年 6 月（令和 8 年 5 月通知書発送予定）からの個人住民税の特別徴収の対象となる場合がありますので、必ず退職年月日を記載してください。
- 特別徴収の対象者がいない事業所については、特別徴収税額決定通知書は送付されません。

7 納付書類を提出した後に退職や転勤があった場合について

納付書類を提出した場合は、原則として、令和 8 年 6 月からの個人住民税の特別徴収の対象となります。（普通徴収切替理由の記載がある場合を除く。）

そのため、納付書類を提出した後に、退職・休職・転勤等の異動が生じ、令和 8 年 6 月からの個人住民税の特別徴収ができない場合は、「給与所得者異動届出書」を提出してください。（「給与所得者異動届出書」は高原町ホームページ（<https://www.town.takaharu.lg.jp/soshiki/18/1178.html>）からダウンロードできます。）

提出が遅れると、在籍していない方の特別徴収税額決定通知書が事業所宛てに届くことになりますので、早めに提出してください。

8 電子申告（eLTAX/エルタックス）について

- 令和 3 年 1 月 1 日以降提出する納付書類については、前々年に税務署へ提出すべき源泉徴収票が 100 枚以上であるときは、eLTAX または光ディスク等による提出が義務付けられています。
- 提出後に納付書類の内容に訂正が生じた場合は、訂正が生じた方のみ提出してください。
- eLTAX の利用開始手続きや操作方法については、eLTAX ホームページまたはヘルプデスクで御確認ください。
 - eLTAX ホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp>）
 - eLTAX ヘルプデスク（電話：0570-081459）
 - eLTAX ヘルプデスク受付時間 9:00～17:00

9 特別徴収税額通知について

給与支払報告書をeLTAXでご提出いただく事業者の方につきましては、令和3年度税制改正により、以下のとおり変更となりますので御了承ください。

○特別徴収義務者用通知（事業者用）

特別徴収税額通知の電子データ（副本）の送付が廃止となり、令和7年度以降の特別徴収税額通知の受け取り方法は、書面か電子データのいずれかになります。

※給与支払報告書を光ディスクでご提出いただく事業者の方についても、光ディスク等による税額通知（副本）が廃止になります。電子データの受取を希望される場合は、eLTAXで提出してください。

○納税義務者用通知（従業員用）

個々の従業員に対し、通知の内容を電磁的方法によって提供できる体制を有する事業所が申出をしたときは、これまで書面で送付していた納税義務者用通知についても、電子データの送付が可能となりました。

その場合、従業員特定のために個別の受給者番号の入力が必須となりますので、eLTAXホームページで使用可能な文字を確認のうえ入力をお願いします。

また、従業員毎に受け取り方法を選択することはできません。一律に受取方法を選択する必要があります。

10 個人住民税（特別徴収分）の電子納税について

個人住民税の特別徴収分は、事業主の皆様に従業員の住所地ごとに取りまとめていただき、毎月10日までに各市町村の納入書により納入いただいている。

地方税共通納税システムを御利用いただくと、複数の地方公共団体に対して、一括して電子的に納税をすることができ、地方団体の指定金融機関以外の金融機関からも納付が可能です。

御利用手続きについては、eLTAXヘルプデスクへお問合せください。

11 送付（郵便・信書便）による提出について

送付（郵便・信書便）により紙面の給与支払報告書を提出する場合は、給与支払報告書に「普通徴収切替理由書」を添付して提出してください。なお、普通徴収対象者が居る場合に「普通徴収切替理由書」の添付がない場合は、すべての従業員が特別徴収の対象となりますので御注意ください。

提出先・問合せ先

〒889-4492

宮崎県西諸県郡高原町大字西麓899番地

高原町役場 税務会計課 課税係 TEL: 0984-42-2113

ホームページ: <https://www.town.takaharu.lg.jp>

高原町トップページ>組織でさがす>税務会計課>令和8年度（令和7年分）給与支払報告書の提出について

